

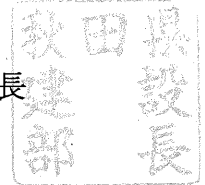
建 政 一 2 2 9

令和2年5月26日



各建設業関係団体の長  
各建設関連業団体の長 } 様

秋 田 県 建 設 部 長



新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知があり、本県発注の工事及び業務について、別添のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：秋田県建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425



建 政 一 2 2 9

令和2年5月26日

庁中各部局長  
教育次長  
警察本部長  
各地域振興局長  
建設部各課所長

様

建設部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されたところですが、同通知の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、引き続き予防対策を継続する必要があります。

つきましては、貴所属発注の工事及び業務の受注者に対して、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月19日付け建政一196添付資料）を参考に、今後も新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行うよう周知していただくとともに、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長の申し出等があった場合には、引き続き適切に対応して下さるようお願いいたします。

担当：秋田県建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425



事務連絡  
令和2年5月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

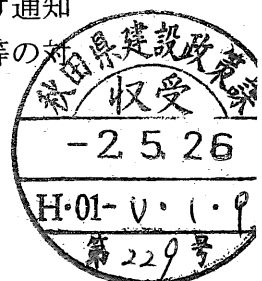
国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応





応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。